

○厚生労働省令第八十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成三十年七月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜三十四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三十五〜三十八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三十九〜百二十 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百二十一〜百五十 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百五十一〜百五十八 (略)</p> <p>(削る)</p> | <p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜三十四 (略)</p> <p>三十五 N―(―アミノ―三―メチル――オキソブタン―二―イル)――(シクロヘキシルメチル)――H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十六〜三十九 (略)</p> <p>四十 N―(―アミノ―三―メチル――オキソブタン―二―イル)――ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>四十一〜百二十二 (略)</p> <p>百二十三 (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―イル)―(―ペンチル―H―インドール―三―イル)メタン及びその塩類</p> <p>百二十四〜百五十三 (略)</p> <p>百五十四 N―(―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルアクリルアミド及びその塩類</p> <p>百五十五 N―(―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルテトラヒドロフラン―二―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百五十六 N―(―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルフラン―二―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百五十七〜百六十四 (略)</p> <p>百六十五 ――(四―フルオロフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類</p> |

百五十九〜百六十一 (略)
(削る)

百六十二〜百六十七 (略)
(削る)

百六十八〜二百十八 (略)
(削る)

二百十九〜二百二十一 (略)
(削る)

二百二十二〜二百六十六 (略)

百六十六〜百六十八 (略)

百六十九 N―(四―フルオロフェニル)―二―メチル―N―
一―フェネチルピペリジン―四―イル) プロパンアミド及びそ
の塩類

百七十〜百七十五 (略)

百七十六 N―(二―フルオロフェニル)―二―メトキシ―N―
(一―フェネチルピペリジン―四―イル) アセトアミド及びそ
の塩類

百七十七〜二百二十七 (略)

二百二十八 メチル―一―フェネチル―四―(N―フェニルプロ
パナミド) ピペリジン―四―カルボキシラート及びその塩類

二百二十九〜二百三十一 (略)

二百三十二 メチル―二―「一―(五―フルオロペンチル)―一―
H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチル
ブタノアールト及びその塩類

二百三十三〜二百七十七 (略)

附 則

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十七号）の施行の日（平成三十年七月二十日）から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。